一総合調査から見た巨大災害の非日常性一

伏 見 英 俊

1. はじめに

古来より多くの宗教では、さまざまな困難に遭遇しながらも、宗教者とその活動を支える人々によって、自らの信奉する教えが次世代に伝えられてきた。しかしながら、彼らの直面した困難な状況すべてが後世に語り継がれるというわけではなく、その大部分は時間の経過とともに忘れ去られることが多い。

2011年3月11日午後2時46分に発生した巨大地震と直後の大津波は東日本を中心に甚大な被害をもたらし、被災地の宗教者は容易に乗り越えられない深刻な事態に直面した。東日本大震災の被害状況に関する警察庁の統計によれば、2017年1月11日現在、震災による死者は1万5,893人、行方不明者は2,556人にのぼる。被災した人々は震災から5年以上経過した今もなお、13万740人が各地で避難生活をおくる(2016年12月27日、復興庁)。震災に関する法律及び政令の定めるところによれば、被災自治体の数は「特定被災地方公共団体」9県178市町村、「特定被災区域」222市町村に及び、まさに戦後最大の自然災害であった。

この大規模災害によって真言宗智山派では多くの寺院が被害を受け、被災した寺院数は全壊29ヶ寺、半壊26ヶ寺、一部損壊398ヶ寺に達した⁽¹⁾。 震災の被害を受けた地域では、地域住民同様、多くの寺院関係者も震災 直後の混乱を乗り越えて、さまざまな困難に向き合いながら、それぞれ の日常生活を営み今日に至る。 2015年度に実施した真言宗智山派総合調査では、寺院票・教師票・寺庭婦人票・檀信徒票の末尾に特別調査項目として震災関連の設問を用意し、震災から4年半経過した時点で真言宗智山派の寺院関係者に広く意見を求めた(2)。その調査結果に関する分析報告書は真言宗智山派宗務庁(2017)として近く刊行される(3)。本稿では、調査結果の震災アーカイブ(震災記録の保存/利活用)としての重要性に注目しつつ(4)、寺院票と教師票の調査結果をもとに東日本大震災が真言宗智山派に与えた影響について、常日頃の防災意識、震災直後の様子、被災寺院の再建、宗団に対する期待、被災地への支援活動等の観点から考察を試みた。なお、いくつかの震災に関わる調査結果が既に公表されているので、先行研究として適宜参照した(5)。

【2015年度実施 真言宗智山派総合調査について】

- ・真言宗智山派では、1975年度より5年ごとに総合調査(宗勢調査) を実施しており、今回はその9回目にあたる。集計結果は真言宗 智山派宗務庁(2016)として2016年7月31日に発行され、分析報 告書は真言宗智山派宗務庁(2017)として2017年3月31日に刊行 される。なお、今回の総合調査では原発事故被災寺院に特化した 質問項目は設けていない⁽⁶⁾。
- ・調査票は寺院票、教師票、寺庭婦人票、檀信徒票からなり、各教 区宗務所経由で2015年9月に配布され、同年11月に回収された。 全体の回収率は71.0%であった。
- ・本研究で用いる数値は、主として真言宗智山派宗務庁(2016)に基づき、必要に応じて真言宗智山派宗務庁(2017)の分析結果を参照した。また、本研究で用いるブロック別、教区別、平均年間総収入別、正住寺院・兼務寺院別等のクロス集計は、真言宗智山派宗務庁(2017)に基づくものである。
- ・真言宗智山派宗務庁(2017)では『真言宗智山派宗務規程』「別 表第三号」に基づく以下のブロック名称が用いられており、本研

究でもそれを踏襲した:近畿(愛媛、高知、九州、北陸、東海、 美江の各教区を含む)、信越、東北・北海道、北関東、埼玉、千葉、 東京(山梨、神奈川教区を含む)。

2. 調査結果の震災記録としての意義

2011年6月25日に開催された東日本大震災復興構想会議において、復興構想7原則の原則1「大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する」と提言されたのを受け、多くの研究機関、自治体、民間企業等が震災アーカイブの構築に着手した(**)。日本各地で展開される震災アーカイブ事業は、社会に震災の関連情報を提供し、還元して役立てることを目的としたものである。各アーカイブ事業では、震災を伝える写真、ビラ、出版物、映像等からなる膨大な震災記録を整理し、個々のデータにメタデータ(出典先、作成年月日、著作権の有無、内容等のデータに関する情報)を付与した上で、その結果を震災アーカイブとして公開している(8)。

それにもかかわらず、巨大災害の全体像を把握することは容易なことではない。それは巨大であるが故に、多様な出来事を多面的に捉える必要があるからである。震災直後、火葬場での読経ボランティア等に参加した宗教者もいたであろうし、日常生活でガソリン不足等に悩まされた宗教者も少なくなかったであろう。また、幼稚園経営者として園児たちと不安な一夜を過ごした宗教者の体験や、震災翌日から始まった遺体捜索に消防団員として参加した宗教者の体験なども貴重な震災記録となり得るのである。宗教者は社会において重層的な役割を担いつつ、宗教の専門家として宗教活動を行い、しかもその多くは家族と共に震災直後の日常生活を体験してきた。そのような観点からすれば、さまざまな震災記録が存在する中、宗教者周辺の災害記録は災害対応を中心とした行政レベルの記録と日常生活にスポットを当てた市民レベルの記録とは次元の異なるものと捉えることができるであろう(9)。

真言宗智山派総合調査の震災関連項目では、「震災直後に日常生活で困ったことは何か、震災に伴う寺院修復に対して支出した額はいくらか、震災後どのような宗教活動や支援活動を行ったか」等の質問内容からなるアンケート調査を実施した。すなわち、総合調査の震災関連項目は「真言宗智山派の寺院関係者のさまざまな体験を通じて東日本大震災をふり返る」という内容に他ならない。それ故、総合調査の調査結果は、真言宗智山派という宗教集団の組織構成員による震災アーカイブとして充分意義あるものと言える。将来的に、本調査結果が震災アーカイブとして震災を後世に伝えていくための資料となることが期待される。

3. 震災直後に日常生活で困ったこと

一直後の日常生活から巨大災害を捉える一

震災直後の東日本の広い範囲で、店舗での品不足・販売制限による「食料品の入手困難」(10)、通信集中による通信規制・電話回線の損傷・通信施設の被災が原因で生じた「固定電話の不通」(11)、製油所やサービスステーションの被災に起因する「ガソリンの入手困難」(12)、直後の混乱による行政・メディアからの「情報不足」(13)などによって多くの人の日常生活が困難な状況に陥ったが、これらの状況は東日本大震災に特徴的な日常生活の問題点であった。

震災記録というと犠牲者の数や建物の損壊等を連想しがちだが、震災当日の個々の体験に加え、震災直後の日常生活も重要な記録となり得る。震災から5年以上経った今でも、3月11日の話をしていると、震災当日の体験と直後の日常生活を鮮明に記憶している人が多いのに驚かされることがある。それだけ東日本大震災は、多くの日本人にとって衝撃的な出来事であったということであろう。今回の総合調査では、震災直後の日常生活を通じて東日本大震災を捉えるという観点から、「東日本大震災直後に日常生活で困ったことはありましたか」という設問を用意し、巨大災害がいかに市民生活に影響を及ぼしたかを調査した(【図表1】)。

サンプル数	停電	ガスの使用停止	断水	食料品の入手	トイレの使用不可	電話の不通	灯油の入手	ガソリンの入手	公共交通機関の利用	情報不足	その他	特にない	無回答
2,427	990	154	367	527	233	504	315	1,025	256	377	44	803	128
_	40.8%	6.3%	15.1%	21.7%	9.6%	20.8%	13.0%	42.2%	10.5%	15.5%	1.8%	33.1%	5.3%

図表1 東日本大震災直後に困ったこと(教師票、複数回答)

【図表1】から多くの本宗教師が「ガソリンの入手」と「停電」に困ったことがわかる。【図表1】のブロック別集計によれば、とりわけ東北・北海道ブロックと北関東ブロックで「ガソリンの入手」と「停電」の回答が高い比率であった⁽¹⁴⁾。また、「その他」の回答としては、「粉ミルク、乾電池等の日用品の入手」「ガラス類の処理等の被害の後片付け」「放射能汚染の恐れ」「道路の破損による自動車の運転困難」「計画停電」などがあった⁽¹⁵⁾。

被災地寺院(2011年に全日本仏教会が行った第一次緊急支援の対象となった93寺院)へのアンケート調査をまとめた藤森(2015c)によれば、被災地寺院のライフライン復旧の平均日数は、水道が震災37日後(最も早く復旧したのは震災6日後、最も遅いのが震災120日後)、電気が震災34日後(最も早いのは震災2日後、最も遅いのが震災150日後)、ガスが震災59日後(最も早いのは震災1日後、最も遅いのが震災180日後)、携帯電話等の通信手段が震災21日後(最も早いのは震災3日後、最も遅いのが震災180日後)であったという(16)。これらの日数からわかるように、大規模災害が発生した場合、ライフラインの復旧まで一週間以上かかることを考慮した備えが必要となろう。

一般に震災直後の日常生活での問題点は大規模災害の特徴の一つであり、災害時における障がい者などの「災害弱者」への対応、あるいは都市部での「帰宅困難者」への対策など、防災・減災を考える上で重要な

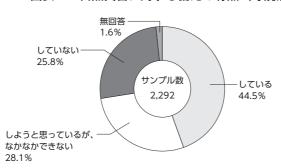
資料となり得るものである。特に、【図表1】の結果は本宗教師による回答であるため、今後の本宗寺院の防災を考える上で極めて示唆に富むものと考えられ、項目毎に今後の災害に向けた対策が講じられる必要があろう $^{(17)}$ 。

さらに震災の語り継ぎという点では、【図表1】の結果と個人の体験 談がリンクできれば、有用な資料が得られるであろう。いささか個人的 な話になるが、筆者が始めて石巻に入ったのは2011年4月2日のことで あった(18)。この日付が極めて象徴的であることは、宮城県内の人ならほ とんどが知っている。ガソリンが入手できるようになり、一般車両も東 北自動車道を通行できるようになった時期だからである。このような個々 の震災体験をこれから集めていくことは容易ではないが、今回の調査結 果と個々の体験談を結びつけることによって初めて、震災伝承への道が 開けるのではないだろうか。阪神・淡路大震災の時には、宗教者の体験 談を集める動きがあったにもかかわらず、東日本大震災では一部を除き、 本宗教師の個々の体験談が顧みられることはあまりなかったように思う (19)。未曾有の大災害であり、しかも本宗では被災寺院が多かったという 事情はあるが、震災記録を後世に伝えるという意味では個々の体験談の 収集も必要だったのであろう。

4. 自然災害に対する備え 一寺院防災を考える一

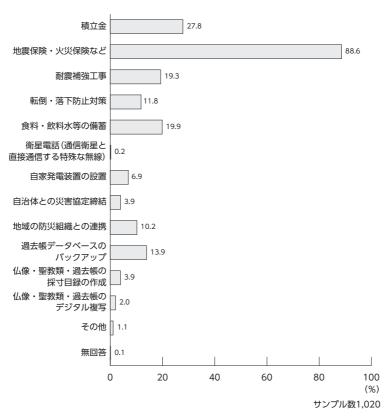
自然災害の多い日本においては、仏教寺院も防災・減災に無関心ではいられない。そこで今回の調査では、日頃からの防災について「貴寺院では地震や台風などの自然災害に対する備えをしていますか」と尋ねた。「自然災害に対する備えをしている」と回答した寺院が44.5%(1,020ヶ寺)で最も多く、次いで「しようと思っているがなかなかできない」28.1%(645ヶ寺)、「していない」25.8%(591ヶ寺)という結果であった(【図表2】)。この調査結果は本宗教師の防災意識を反映していると考えられるため、教区別集計あるいはブロック別集計を用いれば、各地域で防災

講習会を開催する際の重要な資料となり得る。とりわけ「しようと思っているがなかなかできない」と回答した寺院に対しては、防災・減災の事例紹介等の助言が効果をもたらす可能性があろう。



図表2 自然災害に対する備えの有無(寺院票)

【図表2】のブロック別集計によれば、北関東ブロックと東京ブロックでは、「自然災害に対する備えをしている」と回答した寺院の割合は全体の割合を10ポイント程上回っており、より防災意識が高いということがわかる(20)。また、【図表2】を過去5年間の平均年間総収入別(「300万円未満」「300万円以上500万円未満」「500万円以上」)に見ていくと、平均年間総収入と「自然災害に対する備え」は比例しており、正住寺院と兼務寺院の別から見ると、兼務寺院では正住寺院に比べ「自然災害に対する備え」をしている寺院が少ないことがわかる(21)。「自然災害に対する備え」には【図表3】にあるように、被災時の再建費用、防災工事、ライフラインが寸断された時への備え等が想定されるが、世界有数の自然災害大国日本にあっては、災害時に被害を少なくする防災工事や被災時の再建費用の準備が必要なことは誰の目にも明らかであろう。本宗寺院の「自然災害に対する備え」を充実させるためには、防災意識を高めるだけではなく、「自然災害に対する備えをしていない」理由を明らかにしていくことが必要であろう(22)。



図表3 自然災害に対する備えの内容(寺院票、複数回答)

総合調査では次に、「自然災害に対する備えをしている」と回答した 寺院(1,020ヶ寺)に、備えの内容を回答してもらった(【図表3】)。「自 然災害に対する備え」として、「地震保険・火災保険など」と答えた寺 院が88.6%で最も多く、大部分の寺院が地震保険・火災保険等に加入し ていることがわかる。以下「積立金」27.8%「食料・飲料水等の備蓄」 19.9%「耐震補強工事」19.3%「過去帳データベースのバックアップ」 13.9%「転倒・落下防止対策」11.8%「地域の防災組織との連携」10.2% の順になっている(23)。 後述するように(【図表 6】)、「地震保険・火災保険」「積立金」は被災した場合の再建資金となり得るもので、常日頃からの備えとしては極めて重要である。また、大地震に備えた「耐震補強工事」「転倒・落下防止対策」が有効な防災・減災対策であることを認識する必要があろう。ライフラインが寸断された時への備えとして「食料・飲料水等の備蓄」「自家発電装置の設置」はライフラインの復旧まで寺院関係者の日常生活を守るものであり、寺院を避難所として開放する場合も不可欠の備えと言える⁽²⁴⁾。

東日本大震災では被災地の多くの宗教施設が緊急避難所や活動拠点となり、災害時の宗教施設の役割が注目されるようになった(25)。また、宗教の社会貢献と公益性という観点からすると、地域防災に対する宗教施設の貢献は極めて重要であると言える(26)。今回の総合調査で自然災害に対する備えとして「自治体との災害協定締結」と回答した本宗寺院は3.9%(40ヶ寺)であった。専門家による最近の調査報告によれば、自治体と災害協定を締結している宗教施設は全国で397にのぼり、うち272は指定避難所となっているという(27)。このような近年の動向から考えると、本宗においても自治体との災害協定締結の推進を検討すべき時期にきているのかもしれない。

5. 東日本大震災に伴う寺院修復に対する支出

―寺院の被害と再建から巨大災害を捉える―

文化庁は東日本大震災における宗教法人の復興状況について、青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県に主たる事務所を置く宗教法人(調査対象:13,130法人、構成比(%):神道系57.0、仏教系36.0、キリスト教系28、諸教4.2)を対象として2015年11月24日から12月31日にかけて、郵送法にて調査を実施した⁽²⁸⁾。その調査報告書である文化庁(2016)によれば、東日本大震災による境内建物の被災数で最も多いのが宮城県(全壊50件、大規模半壊54件、半壊87件、一部損壊295件)であった⁽²⁹⁾。この調査結果によれば、宮城県では回答し

た宗教法人 (647) のうち、75.1%が被災していることがわかる。また、仏教系42宗派へのアンケート調査の報告書である藤森 (2015b) においても、宮城県の被災率 (被災寺院数/寺院総数) は最も高く82.45%であった (30)。宮城県は1978年(昭和53年)6月12日にM7.4の宮城県沖地震が発生し、2011年1月11日には10年以内に70%の確率で再び宮城県沖地震が起きると発表されていた (31)。今回の震災発生後、宮城県では津波による全浸水面積の6割にあたる327kmが浸水し、大きな被害につながったとされる (32)。

真言宗智山派宮城教区 (2016) には義援金配分基準と教区内の大規模被災寺院数が公開されていて、それによれば教区内ではAランク寺院(本堂、庫裡全壊等)10ヶ寺、Bランク寺院(本堂、庫裡半壊等)6ヶ寺、Cランク寺院(本堂、庫裡4分の1程度損壊等)4ヶ寺であった (33)。これらの数字は、震災による被害を受けた教区内寺院が多かったことを物語っていると言えよう。

一方、宮城県の自治体別の全壊被害割合(全壊住家数/住宅数)は、南三陸町61.1%、山元町45.9%、東松島市39.7%、気仙沼市38.5%、石巻市35.5%、亘理町22.8%、名取市12.0%、七ヶ浜町11.0%の順になっており、全壊被害割合の高い地域に檀信徒が多く居住していた場合には、菩提寺の再建も容易なことではなかったであろう(34)。被災した境内建物の再建状況に関する文化庁調査によれば、宮城県(回答法人数647)では、「再建工事が完了」52.2%「再建工事中」4.9%「再建工事に未着手」11.1%「再建しない予定」5.3%「被害なし」22.7%「無回答」3.7%であったという(35)。

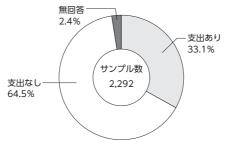
今回の文化庁調査における回答者全体(3,241法人)のうち、「再建工事に未着手」は256法人で「再建しない予定」は108法人であった。それぞれの理由を尋ねたところ、「再建しない予定」と回答した108法人の理由(自由記述)としては、「被害が軽微であるから」「現在でも使用可能だから」「わずかな補修で使用できるから」等の理由が最も多く(47法人)、次いで「予算がない」「資金がない」「金銭面の理由」等の理由が多かった(19法人)(36)。一方、「再建工事に未着手」と回答した256法人の理由

(複数回答)としては、「再建資金の調達の目途が立たないから」が最も多く(146法人)、次いで「境内建物の再建内容に関して、法人内での話合い等が進んでいないから」(70法人)「信者(氏子・檀家等)の生活再建の目途がついていないから」(46法人)の順であった⁽³⁷⁾。以上のことからわかるように、寺院の被害と再建という観点から東日本大震災を捉えることの重要性が理解できよう。

(1) 寺院修復の支出

今回の総合調査では、まず東日本大震災で被災した寺院の再建を調べるために「貴寺院では東日本大震災に伴う寺院修復に対する支出はありましたか」という質問を実施した(【図表4】)。

図表4 東日本大震災に伴う寺院修復に対する支出の有無(寺院票)



この調査結果によれば、「支出あり」が33.1%「支出なし」が64.5%と回答しており、回答した本宗寺院の実に1/3が東日本大震災に伴う寺院修復に対して支出していることがわかる。寺院修復に対する支出の面から、東日本大震災が本宗寺院に多大の損害を与えたことが裏付けられるであろう。

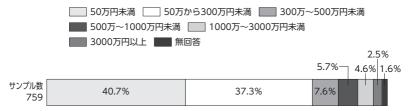
【図表 4】の教区別集計に基づき、「支出あり」と回答した寺院数とサンプル数(回答寺院総数)を見ていくと、岩手(24ヶ寺/33ヶ寺)、宮城(41ヶ寺/47ヶ寺)、福島第一(44ヶ寺/53ヶ寺)、茨城第一(26ヶ寺/42ヶ寺)、栃木中央(52ヶ寺/84ヶ寺)、栃木北部(29ヶ寺/37ヶ寺)、

東京西部(10ヶ寺/16ヶ寺)などの教区で、サンプル数に占める「支出あり」の寺院数の割合が高いことがわかる⁽³⁸⁾。上記の教区以外に、甚大な被害を受けた被災地を持つ教区の「支出あり」の寺院数とサンプル数は、福島第二(11ヶ寺/27ヶ寺)、福島第三(18ヶ寺/33ヶ寺)、茨城第二(15ヶ寺/46ヶ寺)、栃木南部(12ヶ寺/33ヶ寺)下総海銚(19ヶ寺/40ヶ寺)、下総香取(26ヶ寺/57ヶ寺)であった⁽³⁹⁾。これらを県別に集計すると、岩手県(24ヶ寺)、宮城県(41ヶ寺)、福島県(73ヶ寺)、茨城県(41ヶ寺)、栃木県(93ヶ寺)、千葉県(110ヶ寺)となっており、東日本の広い範囲で本宗寺院が震災に伴う寺院修復に支出していることがわかる。ただし今回の総合調査では、建物修復以外に境内墓地等の修復も含まれる可能性があるため、他機関の被災地調査と比較する際には注意が必要であろう⁽⁴⁰⁾。

(2) 修復費用

次に今回の調査では、震災に伴う寺院修復に支出したと回答した寺院 (759ヶ寺) に対して、寺院修復に対する支出額を尋ねた(【図表5】)。

図表5 東日本大震災に伴う寺院修復の支出額(寺院票)



寺院修復の支出額について「50万円未満」と回答した寺院が40.7%で最も多く、次いで「50万~300万円未満」37.3%「300万~500万円未満」7.6%「500万~1000万円未満」5.7%「1000万~3000万円未満」4.6%の順となっている。このことから寺院修復の支出額は「50万円未満」「50万~300万円未満」に集中していることがわかる。

【図表5】のブロック別集計によれば、他のブロックでは「50万円未満」と回答した寺院が最も多いのに対して、東北・北海道、北関東、千葉の各ブロックでは「50万~300万円未満」と回答した寺院が最も多い⁽⁴¹⁾。 さらに、甚大な被害を受けた被災地を持つ教区についての教区別集計によれば、茨城第一・福島第一・宮城教区では修復に対する支出額の多い寺院が多かったことがわかる⁽⁴²⁾。

【図表5】の調査結果は、寺院修復の支出の観点から本宗寺院の被災概要が把握できるため、東日本大震災が宗団に与えた損害を知るための貴重な資料と言える。ただし、今回の調査では、寺院修復に防災工事等も含まれる可能性もあり単純に損害とは言えないし、調査時点で再建中の寺院にあっては支出の一部しか反映されていないと考える必要がある。また、前述のように、集計結果には建物修復以外に境内墓地等の修復も含まれている可能性もある点に注意しなければならない(43)。

(3) 寺院修復の原資

総合調査では、さらに震災に伴う寺院修復に支出したと回答した寺院 (759ヶ寺) に対して、寺院修復の原資の内訳を調査した(【図表6】)。

図表6 東日本大震災に伴う寺院修復の原資(寺院票、複数回答)

	回答数	%
住職等の個人的資産(貯蓄等)	235	31.0
寺院の積立金	215	28.3
寺院の一般会計	370	48.7
寺院の特別会計 (震災復興等)	54	7.1
壇信徒による篤志寄附	94	12.4
寺院の護持会費	167	22.0
地震保険、火災保険など	159	20.9
真言宗智山派 災害義援金	57	7.5
真言宗智山派 災害救援金	19	2.5
真言宗智山派 災害復興資金(貸付)	9	1.2
指定寄附金制度に基づく資金	6	0.8
文化財保護法に基づく補助金	10	1.3
その他	9	1.2
無回答	13	1.7
サンプル数	759	_

【図表6】によれば寺院修復の原資としては、寺院の自己資金と言える「寺院の積立金」「寺院の一般会計」「寺院の特別会計」が最も多く、次いで「住職等の個人的資産」「寺院の護持会費」「地震保険、火災保険など」「檀信徒による篤志寄附」の順となっている。「真言宗智山派災害義援金」「真言宗智山派災害救援金」「真言宗智山派災害復興資金(貸付)」などの各種支援金は対象寺院が限られているため、原資の内訳としての回答数が少なかったものと考えられる。なお、「真言宗智山派災害義援金」「真言宗智山派災害救援金」「真言宗智山派災害救援金」「真言宗智山派災害復興資金(貸付)」の概要については、本論文「6.災害発生時、宗団に期待するもの」で触れる。【図表6】のブロック別集計によれば、東北・北海道ブロックは「地震保険、火災保険など」と各種支援金(「真言宗智山派災害義援金」「真言

宗智山派災害救援金」「真言宗智山派災害復興資金(貸付)」)の回答数が他のブロックより多いことがわかる。これは、東北・北海道ブロックでは震災の被害に対して保険金の支払いを受けた寺院も多く、各種支援金の対象寺院が少なくなかったことを反映した数字であると考えられる(44)。この東北・北海道ブロックの特徴は、東日本大震災による被災寺院の再建プロセスを知るための貴重な資料であると言えよう。また、北関東ブロックでは寺院の自己資金(「寺院の積立金」「寺院の一般会計」「寺院の特別会計」)の次に「寺院の護持会費」を寺院修復の原資の一つとする回答が多かった(45)。このことは、災害時の護持会の役割を考える上で重要な事例となるであろう。

さらに、原資の内訳を過去5年間の平均年間総収入別の集計から見ると、原資に占める「住職等の個人的資産」の割合は、平均年間総収入「300万円未満」の寺院が最も高いことがわかる。年間総収入の少ない寺院にあっては、寺院修復を寺の資金で賄うことが難しいため、住職の個人的資産を充当することが多いという事情を反映したものと推定される(46)。「その他」の自由記述には、「東京電力からの賠償金」「金融機関からの融資」「寺院資産(土地不動産、保有林)の売却」などを修復の原資とする回答があった(47)。

本宗の被災寺院再建の特徴を把握するために、以上の調査結果を文化 庁による被災地の宗教法人調査(文化庁(2016))と比較しておくこと にしたい。「再建資金の内訳」に関する文化庁の調査結果が【図表7】 である⁽⁴⁸⁾。

図表7 再建資金の内訳(複数回答、回答者総数1.438)

〈文化庁調査、実施期間:2015年11月24日~12月31日〉

	自己資金	保険金	借財	代表役員 個人の 資金	信者 からの 寄附	各種 支援金	指定 寄附金	その他	無回答
件数	828	378	69	188	513	415	33	192	50
構成出 (%)	57.6	26.3	4.8	13.1	35.7	28.9	2.3	13.4	3.5

※「その他」の例(自由記述形式)

- ・護持会会計より
- · 文化財補助金
- ・資材の提供
- ・ボランティアによる修復 など

【図表7】から「再建資金の内訳」は、「自己資金」828件「信者からの寄附」513件「各種支援金」415件「保険金」378件「代表役員個人の資金」188件「借財」69件「指定寄附金」33件の順となっている。前述のように、文化庁の調査は青森県から埼玉県・千葉県までの宗教施設を対象としているため、【図表6】のブロック別集計から分析した東北・北海道ブロックの場合と同様に「各種支援金」「保険金」の占める割合が高いと考えられる(49)。また、文化庁の調査では「信者からの寄附」の構成比が高く、「代表役員個人の資金」の構成比が低いことが本宗の調査結果と異なっていることがわかる。これは、文化庁の調査は仏教系以外の宗教施設も対象としているため、仏教系以外の宗教施設の運営実態との相違を反映していることが予想される。

東日本大震災で被災した宗教法人の建物等の復旧のために、宗教法人が募集する寄附金で、所定の要件を満たすものとして所轄庁の確認を受けたものについては、寄附者が所得税又は法人税の税制上の優遇措置を受けることができる指定寄附金制度がある⁽⁵⁰⁾。「指定寄附金」は包括宗教法人を通じてまとめて申請し、集まった寄附金を包括宗教法人が被包括法人に配分することも認められているため、今回の震災でも指定寄附金制度の活用が注目された⁽⁵¹⁾。本宗寺院で指定寄附金制度を利用した寺院は1ヶ寺に過ぎないが、【図表7】を見る限り「指定寄附金」を原資

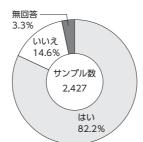
としている法人は決して多くはないことがわかる⁽⁵²⁾。阪神・淡路大震災の際には236法人が指定寄附金制度を利用したことを考えると、今回の震災では利用した法人がかなり少なかったということになろう⁽⁵³⁾。文化庁(2016)には指定寄附金制度に関する詳しい調査報告がされているので、今後の災害のために参照すべきであろう⁽⁵⁴⁾。

6. 災害発生時、宗団に期待するもの

一被包括宗教法人から包括宗教法人への思い一

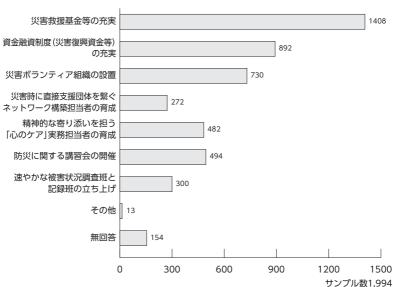
東日本大震災では、発災直後から各宗派教団で被災地へのさまざまな支援事業が展開された⁽⁵⁵⁾。真言宗智山派では、被災寺院並びに檀信徒を救援するため、震災後ただちに宗内の寺院住職・教会主管者に通知して「災害義援金」を募った。宗内から寄託された義援金に、宗外からの義援金を加えて、約3億円の「災害義援金」を被災規模に応じて67の被災寺院に配分することができた⁽⁵⁶⁾。また、「真言宗智山派災害対策規程」に基づく「災害救援金」は108の被災寺院に支給され、同災害対策規程に基づく「災害復興資金」(1ヶ寺あたり500万円を上限とする無利子無担保の貸付金)に対しては、4ヶ寺から貸付申請があった⁽⁵⁷⁾。宗教施設は行政からの財政支援を期待できないため、「災害義援金」、「災害救援金」、「災害復興資金」は被災寺院の再建に重要な役割を果たすものと考えられる。

総合調査では、災害時の対応(対策)について宗団に期待するものを 調査した。まず「災害時の対応(対策)に対して、宗団に期待するもの はありますか」と尋ねた(【図表8】)。



図表8 災害発生時、宗団に期待するものがあるか(教師票)

【図表8】によれば、「期待するものがある」と回答した人は82.2%(1,994人)にのぼり、「期待するものはない」と回答した人14.6%(354人)をはるかに超える回答数であった。そこで次に、「期待するものがある」と回答した人(1,994人)に、宗団に期待するものを3つまで選択してもらった(【図表9】)。



図表9 宗団に期待する内容(教師票、3つまで選択)

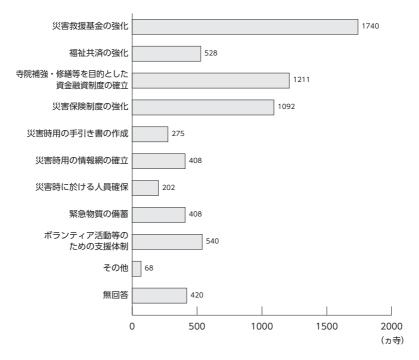
【図表9】から宗団に期待する内容としては「災害救援基金等の充実」が最も多く、次いで「資金融資制度(災害復興資金等)の充実」「災害ボランティア組織の設置」「防災に関する講習会の開催」「精神的な寄り添いを担う"心のケア"実務担当者の育成」の順であった。そこで今回の調査結果について、以下に若干の考察を加えておくことにしたい。

(1) 経済的支援

今回の調査結果を見る限り、「災害救援基金等の充実」「資金融資制度 (災害復興資金等)の充実」に対する期待は高く、災害時の経済的支援 が期待されていると言えるであろう。このことは本宗固有のニーズでは なく、他宗においても見られる傾向である。例えば、2012年6月1日を 基準日とする『平成24年版 日蓮宗宗勢調査報告書』(日蓮宗宗務院、 平成25年4月25日、p.20)では、寺院に対する設問の中で「宗門が自然 災害に備えてどのような対策を取るのがよいのか」について2つ以内で 尋ねた調査結果が報告されている(【図表10】)。

図表10 宗門に期待する対策

(日蓮宗宗勢調査、基準日:2012年6月1日)



【図表10】から日蓮宗においても「災害救援基金の強化」「寺院補強・修繕等を目的とした資金融資制度の確立」という経済的支援に対する期待が高いことがわかる。震災後、教団によっては銀行融資に対し教団本部が保証人となることを決定したところもあるが、多くの被災宗教施設にとって銀行融資を受けることは容易なことではない(58)。しかも、自治体から宗教施設への公的資金が期待できない現状では、被災寺院の復興のためには、宗教施設再建に見合った経済的支援が不可欠であるという意見を反映しているものと考えられる。

(2) "心のケア"実務担当者の育成

今回の総合調査では、「精神的な寄り添いを担う"心のケア"実務担当 者の育成 | への期待が5番目に多かった。最近のマスコミ報道で"心の ケア"が注目されていることを反映した数字だと思われるが、精神的な 寄り添いを担う"心のケア"は、災害時のみならず平時においても、悩 み苦しむ人の多い現代社会のニーズである。"心のケア"実務担当者の 育成としては、活動内容から臨床心理士と臨床宗教師(あるいは臨床仏 教師)の二種類のケア者の育成が想定される。とりわけ臨床宗教師は、 東日本大震災の被災地東北で被災者への寄り添いからスタートしたもの で、宗教者による被災地支援活動と密接な関係にあり、2016年4月に発 生した熊本地震でも大きな役割を果たした。臨床宗教師として活動する には、東北大学・龍谷大学・上智大学等の臨床宗教師養成プログラムを 受講して日本臨床宗教師会に入会する必要があるが、病院や介護施設な どの公共空間での活動が可能となるため、今後の活動が大いに期待され ている。なお、2011年4月以降、被災者支援を目的に仙台で開設された 「心の相談室」は、2014年12月に結成された「北海道東北臨床宗教師会」 と統合し、今後は臨床宗教師会として被災者支援事業を続けると共に、 臨床宗教師の社会実装実現のための活動を展開していく予定である。

7. 復興へ向けた宗教活動や支援活動への参加

―宗教の社会貢献と公益性の観点から―

東日本大震災では、阪神・淡路大震災の時に比べ宗教者の活動が大きくクローズアップされた。読経ボランティアに始まり、物資支援ボランティアや傾聴ボランティアに至るまで多くの分野で本宗教師を含む多くの宗教者がボランティア活動に参加した。テレビからは連日津波被害の映像が流れ、震災による死者・行方不明者数が1万8,000人を超えるという惨状を目の当たりにして、多くの宗教者が衝撃を受けたことであろう。その後、被災地では時間が経つにつれて、さまざまな変化が見られるようになった。例えば、被災者は仮設住宅から復興公営住宅等に移り

住み、原発事故による被災自治体では避難区域が解除され帰還計画が進行している。被災地の復興事業は徐々に進展しているが、人々の心の復興にはだいぶ時間がかかるとされ、改めて災害復興の難しさを感じさせられる。例年3月11日には、多くの被災地で人々が互いに「あのとき」を語り合い、犠牲者に追悼の祈りを捧げる光景を目にする。被災地では現在も被災者に寄り添う宗教者が少なくないことを考えると、まだまだ宗教者のなすべきことが残されていると言えるのではないだろうか。

今回の総合調査では、宗教者本来の務めである慰霊や祈願の宗教活動と、被災地への支援活動についての調査を試みた。まず「復興へ向けた宗教活動や支援活動を行いましたか」という質問を実施した(【図表11】)。

無回答 2.7% いいえ サンプル数 はい 36.1% 2,427 61.2%

図表11 復興へ向けた宗教活動や支援活動への参加(教師票)

【図表11】から、震災以降回答者の6割以上という多くの僧侶が宗教活動と支援活動に関わったことがわかる。この数字は、本宗の歴史上極めて重要な記録と言えるであろう。

さらに本調査では、上記の設問に「はい」と回答した人(1,486人)に対して、その活動内容について選択肢の中から選んでもらった(【図表12】)。以下では、回答のあった活動内容の中から注目すべき活動を取り上げ考察することにしたい。

図表12 活動内容(教師票、複数回答)

	回答数	%
被災地での慰霊・祈願法要	749	50.4
被災地以外での慰霊・祈願法要	453	30.5
被災地の視察	471	31.7
火葬場での読経ボランティア	53	3.6
募金活動(募金の呼びかけ)	767	51.6
物資あるいは見舞金を被災地に送った	804	54.1
物品購入による支援活動 (例:浜のミサンガ「環」)	208	14.0
被災地でのボランティア活動	317	21.3
被災地以外でのボランティア活動 (例:埼玉県加須市の双葉町民避難施設でのボランティア活動)	42	2.8
その他	43	2.9
無回答	3	0.2
サンプル数	1,486	_

(1) 被災地での慰霊・祈願法要

前述のように、東日本大震災は死者・行方不明者数が1万8,000人を超える戦後最大の自然災害であった。東北地方沿岸部の津波被災地では幽霊の目撃が相次ぎ、マスコミ報道も加わり、被災地における特殊な社会現象として注目された⁽⁵⁹⁾。夥しい犠牲者の発生は多くの本宗教師の心を動かしたであろうことは想像に難くない。

震災後、真言宗智山派では岩手県、宮城県、福島県、千葉県、茨城県の被災地で、犠牲者の慰霊と復興祈願を目的とした法要が数多く営まれた(®)。【図表12】から、宗教活動や支援活動を行った教師1,486人のうち、被災地での慰霊・祈願法要の参加者は749人(50.4%)であったことがわかる。【図表12】をブロック別に見ていくと、東北・北海道、埼玉、千葉、東京ブロックの順に参加者が多かった(©)。このことから、実に多くの本宗僧侶が被災地に赴き慰霊・祈願法要に参加して宗教者としての役割を

果たしたことがわかる。被災地での法要への参加は東日本大震災における本宗僧侶の重要な活動の一つとして、後世に長く語り継がれるべきであろう。

(2) 火葬場での読経ボランティア

夥しい数の犠牲者が出た自治体では、発災直後の火葬場の被災と燃料不足から火葬が遅れたため、被災していない地域にも遺体を運んで火葬を行った。一方、宮城県沿岸部の多くの自治体では、火葬場での火葬と並行して土葬(仮埋葬)を選択し、およそ2,000体が仮埋葬された⁽⁶²⁾。その際、本宗寺院二ヶ寺(宮城教区)が境内地を仮埋葬地として自治体に提供したことが知られている⁽⁶³⁾。

このような状況下で火葬場での読経ボランティアに参加した宗教者も少なくなかった。しかしながら、火葬場を管轄する自治体によっては、「信教の自由」の観点から火葬場での読経ボランティアが即座に許可されたわけではなかった。とりわけ身元不明者の場合、宗教的背景が不明なため、「信教の自由」を保障するには宗派を超えて恊働して儀礼を行う必要があった⁽⁶¹⁾。

【図表12】から、53人の本宗僧侶が火葬場での読経ボランティアに参加したことがわかる。さらに、【図表12】のブロック別集計によれば、東北・北海道ブロック(27人)、東京ブロック(22人)に集中しており、さらに教区別の集計結果によれば、東北・北海道ブロックでは宮城(16人)が最も多く、東京ブロックでは東京南部(11人)が最も多かった。東北・北海道ブロックの参加者数は、比較的津波被災地に近いことを反映していると考えられ、東京ブロックでの参加者が多いのは、東京都の火葬場で宮城県名取市、多賀城市、七ヶ浜町などから運ばれた遺体が火葬されたことが要因であると推測できるであろう(65)。

8. おわりに

かつて僧侶が僧侶としての視点から執筆した記録文書が、後世、歴史 資料として重視されるという事例から考えると、宗団の中で災害アーキ ビストという専門職を育成することやアーカイブボランティアを育成す ることも、あながち無意味とは言えないであろう。

今回は、真言宗智山派総合調査の寺院票と教師票の調査結果をもとに、調査結果の震災記録としての性格に注目しつつ、東日本大震災が真言宗智山派に与えた影響について考察してきた。震災記録は、後世の人々にとっては自らの置かれた社会環境を過去に遡って知るという歴史的観点から、そして宗教者にとっては災害の犠牲者を追悼するという宗教的観点から極めて重要な資料となり得るであろう。今後は、調査データの2次分析などにより総合調査の意義を確認すると共に、震災の影響を多角的に分析し、本宗教師にとって震災とは何だったのかを考えていきたい。

参考文献

磯前順一・川村覚文(2016):磯前順一・川村覚文 編『他者論的転回』ナカニシヤ 出版

稲場圭信(2012):『利他主義と宗教』弘文堂

稲場圭信 (2013): 「震災復興に宗教は何ができたのか」 『震災復興と宗教』 (明石書店) pp.20-41

稲場圭信(2015):「自治体と宗教施設との災害協定に関する調査報告」『宗教と社会 貢献』 5 巻 1 号、pp.71-86

鵜飼秀徳(2015):『寺院消滅』日経BP社

岡本仁宏 (2014):「東日本大震災における18 宗教教団の被災者・地支援活動調査に ついて:調査報告に、若干の考察を加えて」『日本NPO学会 ディスカッ ションペーパー』No.2014-003-j

(http://janpora.org/dparchive/pdf/2014003J.pdf、2017年1月29日確認)

金菱清 (2016): 東北学院大学 震災の記録プロジェクト 金菱清 (ゼミナール) 編『呼び覚まされる 霊性の震災学 3・11生と死のはざまで』新曜社

北原糸子 (2016):『日本震災史―復旧から復興への歩み』 筑摩書房

北村敏泰(2013):『苦縁』徳間書店

小滝ちひろ (2014):『ご先祖さまも被災した-震災に向きあうお寺と神社-』岩波書店

櫻井義秀・川又俊則 (2016): 櫻井義秀・川又俊則 編『人口減少社会と寺院』法蔵館

佐々木健・鈴木万里恵・伊藤美幸・勝又英明 (2011): 「防災対策の実態と意識 ―関東地方と近畿地方の寺院本堂を対象として」 『歴史都市防災論文集』 Vol. 5

(http://r-cube.ritsumei.ac.jp/bitstream/10367/2710/1/dmuch5_18.pdf) pp.125-132

柴山明寛 (2016):「東日本大震災デジタルアーカイブにおける地理空間の重要性」『日本地理学会発表要旨集 2016年度に本地理学会春季学術大会』(https://www.jstage.jst.go.jp/article/ajg/2016a/0/2016a_100115/_pdf、2017年1月29日確認)

真言宗智山派災害対策本部 (2016): 真言宗智山派災害対策本部 編集 『東日本大震災記録誌:私たちは忘れない ともに祈りつづけよう』真言 宗智山派宗務庁

真言宗智山派宗務庁 (2016):『平成27年度実施 真言宗智山派総合調査集計結果』真言宗智山派宗務庁

真言宗智山派宗務庁(2017):『真言宗智山派の現状と課題―平成27年度実施 真言宗智山派総合調査分析研究報告書―』真言宗智山派宗務庁

真言宗智山派宮城教区 (2016):『東日本大震災5年間の記録』真言宗智山派宮城教区 鈴木岩弓 (2012):「東日本大震災の土葬選択にみる死者観念」『今を生きる 1.人間 として』(東北大学出版会) pp.103-121

鈴木岩弓 (2016):「「臨床宗教師」の誕生」『他者論的転回』(ナカニシヤ出版) pp.290-318

清月記(2012):『3.11東日本大震災 清月記活動の記録』(清月記)

成元哲(2015):『終わらない被災の時間』石風社

高木竜輔(2014):「福島第一原発事故・原発避難における地域社会学の課題」『地域 社会学年報』第26集、pp.29-44.

日蓮宗(2013):『平成24年版 日蓮宗宗勢調査報告書』日蓮宗宗務院

丹波史紀 (2012): 「福島第一原子力発電所事故と避難者の実態—及葉8町村調査を通して—」『環境と公害』第41巻第4号、pp.39-45

橋本浩行・林勲男 (2016): 橋本浩行・林勲男 編『災害文化の継承と創造』臨川書 店

- 濱田武士(2013):『漁業と震災』みすず書房
- 福島大学災害復興研究所 (2013):『双葉地方の住民を対象とした災害復興実態調査 基礎報告書』(本書は、『平成23年度双葉8町村災害復興実態調査 基礎集 計報告書 (第2版)』〈改訂2012年2月14日〉の公開後、データクリーニン グ作業を行い、その確定集計結果を収録したもの)
- 伏見英俊(2013):「東日本大震災と仏教者|『現代密教』第24号、pp.13-38
- 伏見英俊(2014):「原発事故と仏教寺院」『佛教文化学会紀要』第23号、pp.73-99
- 伏見英俊 (2015a):「原発事故被災寺院の諸相|『現代密教』第26号、pp. (81) (106)
- 伏見英俊 (2015b):「被災者の声に耳を傾ける―宗教者 (僧侶) の立場から」『震災 被災者と足湯ボランティア』生活書院、pp.198-200
- 藤森雄介 (2015a): 日本仏教社会福祉学会 東日本大震災対応プロジェク委員会 淑徳大学藤森雄介研究室 編著『平成23年3月11日東日本大震災における仏教系各種団体の震災支援に関するアンケート調査』
- 藤森雄介 (2015b): 日本仏教社会福祉学会 東日本大震災対応プロジェク委員会 淑徳大学藤森雄介研究室 編著『東日本大震災における日本仏教各宗派教団の取り組みに関するアンケート調査』
- 藤森雄介 (2015c): 日本仏教社会福祉学会 東日本大震災対応プロジェク委員会 淑徳大学藤森雄介研究室 編著『被災地寺院の教訓を今後の寺院防災に活かす聞き取り票 (アンケート調査)』
- 仏教 NGO ネットワーク (2013):『寺院備災ガイドブック』 仏教 NGO ネットワーク
- 文化庁(2016): 『東日本大震災における宗教法人の復興状況に関する調査報告所』文 化庁文化部宗務課
- 星野英紀(2013):「原発事故と寺院活動」『豊山教学大会紀要』第41号、pp.21-36
- 星野英紀 (2014a):「原発被災寺院と原発避難民」『密教学研究』 第46号、pp.1-9 (横組)
- 星野英紀 (2014b):「原発避難と「ふるさと」と寺院」『宗教学年報』第29輯、pp. 1 -20
- 星野英紀 (2016):「被災地寺院の4年8ヶ月」『大正大學研究紀要』第101輯、pp.154-138
- 真籠 聖 (2016): 「宮城県内の自治体による震災アーカイブの概況」『カレントアウェアネス』 NO.327 (2016.3) (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9917289_po_ca1867.pdf?contentNo=1&alternativeNo=、2017年1月29日確認)、pp. 9-13
- 除本理史(2016):『公害から福島を考える』岩波書店
- 除本理史・渡辺淑彦(2016):除本理史・渡辺淑彦 編『原発災害はなぜ不均等な復

興をもたらすのか』ミネルヴァ書房

註

- (1) 真言宗智山派災害対策本部(2016)、p.39参照。
- (2) 筆者は、智山伝法院の駒井信勝研究員と共に2014年6月から2017年2月まで、 総合調査の震災関連項目の設問内容の検討、質問票作成、分析研究報告執筆を 担当した。なお、一連の作業の中で災害対策室の青木弘全室長からは、多くの コメントを頂戴した。
- (3) 東日本大震災に関する調査結果の分析報告については、真言宗智山派宗務庁 (2017)、pp.171-218参照。
- (4) 一般に震災アーカイブは、デジタルデータの集成であるデジタルアーカイブと、 文書の集成であるテキストアーカイブに分類される。本稿で取り扱う総合調査 の調査結果は、後者に属する。
- (5)震災に関する調査報告として、日蓮宗(2013)、星野英紀(2013)(2014a) (2014b)(2016)、藤森雄介(2015a)(2015b)(2015c)、文化庁(2016)等がある。
- (6) 避難指示区域に指定されている地区を調査対象から除外した調査報告として文化庁(2016)がある。同書p.8参照。今回の総合調査では、原発事故被災寺院について担当者間で検討を行い、全サンプル数に比べ原発事故被災寺院のサンプル数が少ないこと、被災寺院住職が避難中の場合もあること、再建中の被災寺院もあること等を勘案して、原発事故被災寺院に特化した質問項目を設けなかった。
- (7) 伏見(2013) pp.19-20、柴山(2016)参照。震災後、筆者は東北大学の研究者が主催する宮城県東日本大震災アーカイブ連絡会議、東京大学の研究者が主催する防災未来アーカイブ研究会等に参加し、災害アーカイブの重要性に注目してきた。
- (8) 柴山(2016)、真籠(2016)、北原(2016) pp. 9-13参照。
- (9) 例えば、行政レベルの記録としては「たがじょう見聞憶」(http://tagajo.irides. tohoku.ac.jp/index、2017年1月29日確認)、市民レベルの記録としては「3月12日はじまりのごはん」(http://recorder311.smt.jp/blog/42724/、2017年1月29日確認)が知られる。
- (10) 『平成23年度 食料・農業・農村白書』農林水産省、平成24年4月24日公表 (http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h23/pdf/z_1_tokul_4.pdf、2017年1月29日確認)p.32参照。
- (11) 『平成23年版 情報通信白書』総務省(http://www.soumu.go.jp/

- johotsusintokei/whitepaper/ja/h23/pdf/n0010000.pdf、2017年 1 月29日確認) p.7参照。
- (12) 『平成22年度 エネルギーに関する年次報告 (エネルギー白書)』 経済産業省資源 エネルギー庁 (http://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2011pdf/whitepaper/2011pdf/1.pdf、2017年1月29日確認) p.34参照。
- (13) 『災害時等の情報伝達の課題と展望~Lアラートの意義を考える』総務省、2014年11月 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000324270.pdf、2017年1月29日確認) p.1参照。なお、震災直後のメディアについて論じたものに坂田・三村(2016) がある。
- (14) 真言宗智山派宗務庁 (2017)、pp.186-187参照。
- (15) 真言宗智山派宗務庁 (2017)、p.187参照。
- (16) 藤森 (2015c)、p.7参照。
- (17) 寺院の防災対策については、震災後避難所となった寺院からの意見をまとめた 実用性の高い文献として仏教NGOネットワーク (2013) が知られる。
- (18) 伏見英俊(2015b)参照。
- (19) 本宗寺院関係者の震災手記については、真言宗智山派宮城教区 (2016) および『智山ジャーナル』第58号 (2011)、第61号 (2012)、第63号 (2012) 等に掲載がある。また真言宗豊山派の原発事故被災寺院B寺の檀信徒へのアンケート調査をまとめたものに星野英紀 (2014b) がある。曹洞宗人権擁護推進本部では、被災地の寺院関係者への聞き取り調査「ふくしま故郷再生プロジェクト現地聞き取り プロジェクトリー でいる (http://www.sotozen-net.or.jp/teqw/20120127.html、2017年1月29日確認)。
 - 一方、ジャーナリストの目から、震災後の宗教者に取材したものに北村 (2013)、 小滝 (2014) がある。
- (20) 真言宗智山派宗務庁(2017)、p.174参照。
- (21) 真言宗智山派宗務庁 (2017)、p.174参照。
- (22) 佐々木・鈴木・伊藤・勝又 (2011)、pp.131-132参照。
- (23) 内閣府が平成25年12月に実施した『防災に関する世論調査』「地震対策についての意識」(http://survey.gov-online.go.jp/h25/h25-bousai/2-2.html、2017年1月29日確認)には、大地震に対する備えについての調査結果が報告されている。
- (24) 寺院の防災対策については、仏教NGOネットワーク (2013)、pp.7-9 参照。 また、災害時の避難所運営については、同書pp.31-47参照。
- (25) 稲場 (2015)、p.71参照。東日本大震災で避難所となった本宗寺院については、 伏見 (2013)、pp.26-27参照。
- (26) 稲場 (2013)、pp.33-35参照。

- (27) 稲場 (2015)、p.74参照。
- (28) 文化庁 (2016)、pp.1-2参照。
- (29) 文化庁 (2016)、pp.13-14参照。
- (30) 藤森 (2015b)、p.6参照。
- (31) 「宮城県沖地震の発生確率」『仙台市 防災関連資料』(http://www.city.sendai.jp/kekaku/kurashi/anzen/saigaitaisaku/kanren/kakuritsu.html、2017年 1 月 29日確認)参照。
- (32) 国土地理院「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)平成23 年4月18日」(http://www.gsi.go.jp/common/000059939.pdf、2017年1月29日 確認)参照。
- (33) 真言宗智山派宮城教区 (2016)、p.187参照。他の教区への義援金配分内訳については、例えば真言宗智山派災害対策本部 (2016)、p.147参照。
- (34) 全壊被害割合については、文化庁(2016) p.5 掲載の数字を小数点以下第一位まで表示した。
- (35) 文化庁(2016)、p.27参照。
- (36) 文化庁(2016)、pp.27-28参照。
- (37) 文化庁(2016)、pp.32-33参照。
- (38) 真言宗智山派宗務庁(2017)、p.177参照。
- (39) 甚大な被害を受けた被災地を持つ教区については、真言宗智山派災害対策本部 (2016)、p.39参照。
- (40) 真言宗智山派宗務庁 (2017)、p.177参照。
- (41) 真言宗智山派宗務庁(2017)、p.178参照。
- (42) 真言宗智山派宗務庁 (2017)、p.179参照。
- (43) 真言宗智山派宗務庁(2017)、p.179参照。
- (44) 真言宗智山派宗務庁 (2017)、pp.180-181参照。
- (45) 真言宗智山派宗務庁 (2017)、p.181参照。
- (46) 真言宗智山派宗務庁(2017)、p.181参照。
- (47) 真言宗智山派宗務庁 (2017)、p.181参照。なお、仏教寺院による東京電力との 賠償交渉については、例えば伏見 (2015a) がある。
- (48) 文化庁(2016)、p.29参照。
- (49) 真言宗智山派宗務庁(2017)、pp.180-181参照。
- (50) 指定寄附金制度については、「東日本大震災で被災した宗教法人に係る指定寄附金制度について(概要)」(http://www.bunka.go.jp/earthquake/pdf/higashinihon_kifukin.pdf、2017年1月29日確認)参照。
- (51) 包括法人による指定寄附金の一括申請については、「指定寄附金制度に係る申

請の手引(包括宗教法人が被包括宗教法人を取りまとめて一括して募集する場合) 平成23年6月21日 文化庁文化部宗務課 平成25年12月27日改訂」(https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/240027.pdf、2017年1月29日確認)参照。

- (52) 本宗寺院の指定寄附金制度の利用事例については、真言宗智山派災害対策本部 (2016)、pp.53-57参照。また、震災に係る指定寄附金の確認書の交付を受けた 宗教法人については、『宗務時報』No.119 (文化庁文化部宗務課、2015) p.83 参照。
- (53)『中外日報』「社説:被災地域復興のため指定寄附金の活用を」2012年6月23日 付(http://www.chugainippoh.co.jp/editorial/2012/06/23.html、2017年1月29日確認)。
- (54) 文化庁 (2016)、pp.34-43参照。
- (55) 仏教系の42宗派教団の取り組みについては、藤森(2015b) に詳しい。特に経済的支援については、同書pp.10-14および19-24参照。また、仏教系・神道系・キリスト教系等の18宗派教団の取り組みに関する調査については、岡本(2014)がある。藤森(2015b)では真言宗智山派のデータが非公開扱いであるが、岡本(2014)には掲載されている。
- (56) 真言宗智山派災害対策本部 (2016)、pp.144-163参照。
- (57) 真言宗智山派災害対策本部(2016)、pp.99-100参照。
- (58) 銀行融資に関する保証人となる支援策については、岡本(2014)、p.40参照。
- (59) 幽霊の目撃談を調査研究したものに、金菱(2016) がある。
- (60) 真言宗智山派災害対策本部(2016)、pp.18-26参照。
- (61) 真言宗智山派宗務庁 (2017)、p.190参照。
- (62) 鈴木岩弓 (2012)、pp.105-108および清月記 (2012) 参照。
- (63) 伏見 (2013)、pp.22-25参照。
- (64) 鈴木岩弓 (2016)、pp.293-300参照。
- (65) 真言宗智山派宗務庁(2017)、p.191参照。

〈キーワード〉東日本大震災 真言宗智山派総合調査 智山派教師 震災体験 震災記録 震災アーカイブ